

平成30年度第1回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議事要旨

- 1 日時 平成30年10月19日（金）午後7時00分～午後8時00分
- 2 場所 昭島市役所 3階 庁議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
大野会長、田中副会長、江本委員、金子委員、河村委員、齊藤委員、榊委員、星野委員、宮崎委員
 - (2) 説明員
市民部納税課：川尻課長
 - (3) 事務局
企画部：山下部長、企画部法務担当：乙幡課長、指田係長、中村主任、井上主事
- 4 傍聴者 0名
- 5 議題
 - (1) 諮問第62号 「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について」
 - (2) 平成29年度中に住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情及びその処理の内容について（報告）
 - (3) 平成29年度中に情報提供ネットワークシステムにより発生した苦情及びその処理の内容について（報告）
 - (4) 平成29年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）
- 6 議事要旨
会 長 諮問第62号について審議する。諮問について説明を求める。
説明員 現在、市税等の口座振替は、口座情報をフロッピーディスクやDVDなどの記録媒体に記録し、各金融機関に郵送又は宅配でやり取りを行っている。しかし、フロッピーディスクの製造・保守の終了に伴い、各金融機関から、口座情報の記録媒体の切替え又は電気通信回線による口座情報の提供の依頼が寄せられている。また、記録媒体の破損など情報管理の安全性や、記録媒体の紛失による情報の漏えいなどが懸念されている。そこで、口座振替事務の迅速化・効率化を図り、情報管理の安全性を高めるため、電気通信回線により伝送代行業者を経由して、金融機関に口座情報を送信するデータ伝送を導入したいと考えている。このことが条例第14条第2項本文の規定により制限されている電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供に該当することから、同項ただし書の規定に基づき意見を求めるものである。データ伝送は、電気通信回線を通じて口座振替に必要な情報を各金融機関へ送り、その結果を記録したデータを市が受け取ることとなっている。金融機関へのデータ伝送を伝送代行業者に委託して

行い、使用する電気通信回線は、市と伝送代行業者の間はL G W A N回線を、伝送代行業者と金融機関の間は全銀協が標準とするセキュリティのある通信方法を使用する。なお、実施時期は平成32年1月1日以降を予定している。導入部署は、納税課（市税・国民健康保険税）、介護福祉課（介護保険料）、保険年金課（後期高齢者医療保険料）、子ども子育て支援課（保育料）、子ども育成課（学童クラブ育成料）、水道部業務課（上下水道料）、学校給食課（給食費）である。口座情報を送信する電子計算機は、各関係部署に1台を設置し、電気通信回線の接続先は、各関係部署に設置する1台の端末を登録する。当該登録は、各関係部署の課長が管理し、口座情報の送信には、関係部署ごとに設定するパスワードを必要とし、操作履歴を保存する。契約依頼時には、伝送代行業者の運用ルール、手順を確認し、損害賠償、免責事項、個人情報保護などを明確化するなどの措置を講じ、セキュリティ対策に万全を期す。

会 長 本件について意見、質問等求める。

委 員 伝送代行業者は何社か。また、選定基準についてどう考えているか。

説明員 伝送代行業者は1社を予定している。また、選定基準はL G W A N－A S P事業者であることや、全銀協が標準とするセキュリティが保てる通信基準を持っていることなどを基準として考えている。

委 員 市から口座情報を送信する際のパスワードは、限られた者だけに周知するのか。

説明員 導入部署の課長、係長及び担当者のみが使うことを予定している。

委 員 データ伝送を導入している市は26市中12市ということで、昭島市は導入時期として若干遅いという印象だが、なぜこの時期としたのか。

説明員 データ伝送を導入している市に対して、昨年からのセキュリティなどの運用状況等の調査を行い、問題なく運用していることを確認した。また、予算的な問題等もあり、この時期になった。現段階では平成32年1月の実施を予定しているが、準備が整えば前倒しで実施することも考えている。

委 員 導入する部署が限定されているが、単に部署が追加された場合のことを考えると、それも含んでの諮問と考えていいか。

説明員 そのとおりである。

委 員 契約時期が平成31年4月以降で、運用開始が平成32年1月ということだが、この間に運用のルールについて準備をするということか。

説明員 そのとおりである。

会 長 電気通信回線を通じた口座情報の外部提供は、収納率の向上、行政の効率化という目的で、セキュリティ対策に万全を期すということで、ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

（「はい」の声あり）

会 長 それでは、原案のとおり了承する。

会 長 次に、報告案件について、事務局に報告を求める。

（議題(2)から(4)について事務局より報告があった。）

会 長 ただいまの報告について、質問等はあるか。

委 員 公文書開示請求及び個人情報開示請求の過去の請求件数はどのぐらいか。

事務局 公文書開示請求については、26年度が19件、27年度が19件、28年度が26件である。個人情報開示請求については、26年度が8件、27年度が28件、28年度が21件である。

会 長 これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。